省　令

○厚生労働省令第九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百三十号を第四百三十一号とし、第二号から第四百二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　亜塩素酸水

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年二月一日　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則八―一八―二四

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

別表第二労働基準監督官採用試験の項中「、身体検査及び身体測定」を「及び身体検査」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第二号

損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第九条の三第一項の規定により損害保険料率算出機構から平成二十五年一月十五日付で届出のあった自動車損害賠償責任保険基準料率の変更について、同法第十条の五第八項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年二月一日　金融庁長官　畑中龍太郎

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

1．保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第２条に定める保険金額

2．基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その１　６０か月～３２か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車					40,040	39,120	38,180	37,240	36,300	35,360
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車					18,380	18,020	17,660	17,290	16,930	16,560
軽自動車	検査対象車				37,780	36,920	36,040	35,160	34,280	33,400
	検査対象外車		28,060	23,560		18,970				
原動機付自転車			17,330	14,890		12,410				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車					11,160	10,990	10,820	10,640	10,470	10,300
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車			23,270	22,790	22,290	21,800	21,300	20,810
		c 軽自動車	検査対象車							
			検査対象外車	34,270	28,580	22,770				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			4,770	4,740		4,720				

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。